仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名:社団法人 日本経済団体連合会

1.現行の取組

貴団体における仕事と生活の調和に係る現行の取組をご紹介ください。

- 1. 日本経団連の会合や講演会等における周知・広報
- ・理事会にて上川大臣の講演の実施。(2008年1月22日)
- ・労働法規委員会、労働法企画部会や業種団体との会合等で、憲章・行動指針、労働時間 等設定改善指針の改正の内容等を会員企業に周知・説明。(計 10 回程度)
- ・業界団体や経営者協会などのセミナー等での講演。(計5回程度)
- ・全国の経営者協会等で、春季労使協議に臨む経営側スタンスに関する講演会を実施。その中で、仕事と生活の調和推進の必要性、推進に向けた取組の方向性、具体的な取組事例等について、周知・説明。(計 70 回程度)
- 2. 冊子への記載やパンフレット作成等による周知・広報
- ・「経営労働政策委員会報告 2005 年度版」(2004 年 12 月)から「仕事と生活の調和」の必要性を訴え、2007 年度版(2006 年 12 月)からは特にその必要性を強調。
 - 2008年度版(2007年12月)でも引き続き、「ワーク・ライフ・バランスの実現」と題して、効率的、柔軟な働き方の推進等に向けた考え方を提示。
- ・「春季労使交渉労使協議の手引き」に、仕事と生活の調和の必要性、推進に向けた取組の 方向性、具体的な取組事例等を掲載。
- ・会員企業各社の取組事例を掲載したパンフレット「人にやさしい社会 仕事と子育ての両立を支援します」の作成。(2007年11月)
- ・会員報「日本経団連タイムス」に憲章・行動指針が策定された旨や上記の上川大臣講演 概要等の記事掲載。
- 3. 少子化対策の観点からWLBに関する提言の策定
- ・「少子化問題への総合的な対応を求める~人口減少下の新しい社会づくりに向けて~」 (2007年3月20日) 「ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業の行動指針」や 「ワーク・ライフ・バランス推進に関する企業の取組み事例集」などを記載。
- ・「子育てにやさしい社会づくりに向けて~地域の多様なニーズを踏まえた子育て環境整備 に関する提言~」(2007年11月20日)

子育て環境整備に向けて、「企業における多様かつ柔軟な働き方の推進」と「地域の多様な子育て環境に応じた柔軟な保育サービスの充実」の連携の必要性を提言

- 4. 国によるWLB推進活動への協力
- ・厚生労働省「仕事と生活の調和推進モデル事業(2008年度)」の参加企業10社の推薦。
- ・内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)連続シンポジウム」(2008年3月18日)のパネリストの派遣。
- ・全会員企業・団体に対し、「『家族の日』・『家族の週間』における国民運動への協力のお願い」を実施。(2007年11月13日)

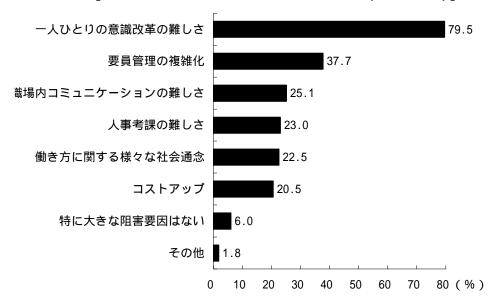
2. 取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

1.職場や働く者の理解、意識改革の難しさ

職場や働く者の仕事と生活の調和に対する理解が十分ではないため、制度等を整備しても活用が進まない。

日本経団連が実施した「2007年春季労使交渉に関するトップ・マネジメントのアンケート」(2007円10月5日公表)でも、WLB推進の課題として「一人ひとりの意識改革の難しさ」を挙げる企業が約80%。

(参考)「2007年春季労使交渉に関するトップ・マネジメントのアンケート」 [社内で導入・活用していく上での課題(複数回答)]



2. 仕事と生活の調和を実現するための社会基盤が不十分

特に、大都市圏では、低年齢児向け保育サービスの絶対量が不足し、保育所待機児童問題が顕著となっており、仕事と育児を両立するための社会基盤が十分でない。

3	取組をさらに進めるとし	1 う 組占から政府	・地方公共団体に期待する	、こと(亜翅等)
J	、収組をとりに進めるとい	1ノ餓尽力・ク以か)	* 地川ム六山仲に朔付りる	してし女主守

・ 仕事と生活の調和を実現するための社会基盤の整備。特に子育て環境は地域ごとに多様であることから、全国画一の対応ではなく、地域の主体性を尊重し、実情に応じた柔軟な対応をして欲しい。

具体的には、大都市圏の保育所待機児童問題への対応として、駅前等の利便性の高い場所への施設設置に向けた政策支援や、保育ママやベビーシッターとして保育士以外にも子育て経験者を活用する仕組みの整備等。

- ・ 企業の業種・業態によってWLB推進に向けた取組の内容や重点は異なる。「行動指針」で具体的取組内容や数値目標を定めているが、「行動指針」は各関係者の取組・施策の方向性を示すものであり、数値目標も個々の個人や企業に課されるものではなく、社会全体として達成することを目指す目標である。国民運動として展開し、社会的気運の醸成を図るためにも、各企業の自主性を尊重すべきであり、規制的手法の導入やそれに準ずるルール等の設定をしないよう注意して欲しい。
- ・ 多くの企業の参考となる好事例の積極的な情報発信や、企業側から好事例情報を収集 できるようなネットワークの構築。
- ・ 時期や中身がバラバラな既存の子育て支援やワーク・ライフ・バランスに関する様々 な事業や取組みを、国全体として一体感のある国民運動に再構築して欲しい。
- ・ 国民運動を通じた社会的気運の醸成のため、民間企業だけでなく、公務員の仕事と生活の調和に向けた具体的な取組を進めて欲しい。

4	その他

特記事項があれば記載願います。	